

金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝搬（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

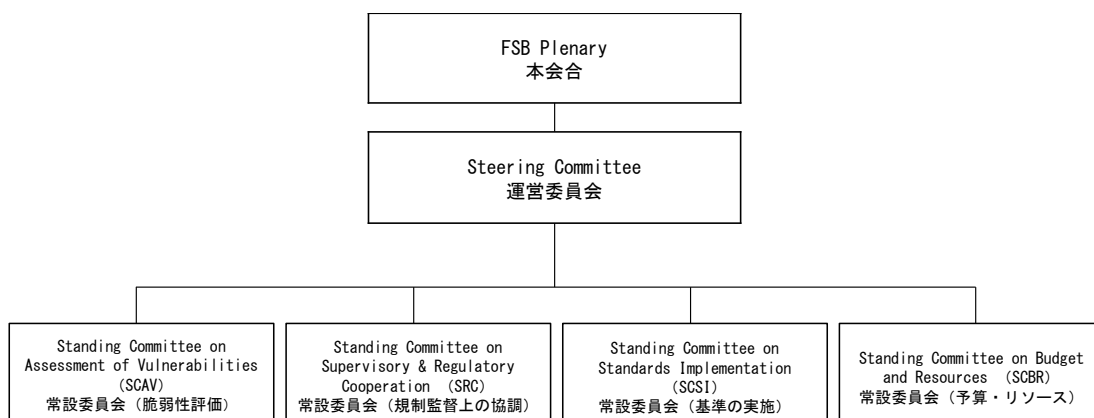
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調（SRC：Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会の議長に当庁の氷見野良三金融国際審議官（当時）が就任した。

金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

F S Bは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（B I S）内に事務局を有している。2013 年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 市場分断の回避

世界金融危機以降、G20 は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019 年日本議長国下のG20 財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定。委嘱を受けたF S BおよびI O S C Oが同年6月G20 に提出した報告書¹に基づき、各主体において議論が進められており、同年10月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に作業状況が報告された²。具体的には、F S Bは、F S Bメンバー当局に加え、民間金融機関やアカデミア等が参加する資本と流動性の困込みに関するワークショップを同年9月に開催したほか、監督データの報告における共通要素の利用を含むその他の分断回避のアプローチを検討中。更に、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から、当局間の情報交換を促進するため施策のレポジトリーを設置。I O S C Oは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020年6月に報告書を公表した。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019 年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019 年10月、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020 年におけるF S B等の更なる報告を求めることが合意された。その後、S R Cにかかる

¹ F S B Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

² Updates on the Work on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/2019/10/updates-on-the-work-on-market-fragmentation/>)

常設委員会傘下の作業部会で作業が進められ、2020年4月、規制・監督等に係る10の提言を含む市中協議文書³が公表された。

3. クロスボーダー決済効率化

2020年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済改善の必要性が指摘されたことを受け、FSBは、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。

FSBは、第一段階として、クロスボーダー送金の現状把握と課題の特定を行い、2020年4月に「クロスボーダー送金の改善－G20向け第一次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を公表。現在、CPMIでは、第二段階として2020年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出される「クロスボーダー送金の改善：グローバル・ロードマップの構成要素－G20向け第二次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を作成中。今後、FSBは、第三段階として、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出すべくグローバルなクロスボーダー送金を改善するためのロードマップの作成に取り組む予定。

4. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革が経済や金融システムにどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2019年10月のG20サミットで、第5次年次報告書を公表。その中で、Too-big-to-fail（TBTf）問題および店頭デリバティブ市場改革についての経過報告、ノンバンク金融仲介（NBFfI）やレバレッジド・ローンおよび担保付ローン債務（CLO）、サイバーリスクなどについてのステータスレポートなどを行っている。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」を策定・公表。本枠組

³ FSB consults on regulatory, supervisory and oversight recommendations for “global stablecoin” arrangements
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/R140420-1.pdf>)

みに沿って、以下のような取組みが行われている。

- 2018年11月のG20サミットで、「店頭デリバティブについて中央清算を行うインセンティブ」を公表
- 2018年11月のG20サミットに向け、金融規制改革の金融仲介機能への影響を評価する観点から、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表
- 2019年11月に「中小企業金融への規制の影響評価」を公表
- 2020年6月に「Too-big-to-fail（T B T F）問題への対処にかかる規制改革 の影響評価」の市中協議を開始

5. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G：Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

銀行セクターについては、破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2018年6月、「ベイルイン実行に関するプリンシプル」及び、「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」が公表された。また、2019年7月には「T L A C基準の各国における実施状況の検証」が公表された。保険セクターや金融市場インフラ（F M I）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

6. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、F S Bは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

なお、2019年にバーゼルⅢ実施時期に合わせた提言実施期限の延期等が行われた。

7. 気候変動が金融に与える影響

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2020年6月時点で、世界で1200以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、脆弱性評価に係る常設委員会の下で、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションについての調査が進んでいる。

8. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2019年4月に「銀行の破綻処理計画に関するピアレビュー」が公表され、2019年5月に「取引主体識別子の導入に関するピアレビュー」が公表された。

9. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等に伴う、国際的な銀行のコルレス銀行業務からの撤退問題に関し、2016年2月に設置されたコルレス銀行調整グループ（CBCG：Correspondent Banking Coordination Group）において、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を進めている。2019年6月には、各国の取組みに係る第6回進捗報告書が公表された。また、2018年3月に報告書「送金業者の銀行アクセスに関するストックテイク」を公表し、19の提言を示した。2019年6月には、この提言に対する各国の取組みに係る進捗状況報告書を公表し、G20に提出した。